

令和4年度事業提案一覧表

【提案事業】こども部

番号	事業名	所属名	種別	事業開始年度	事業概要
1	子どもの貧困対策事業	こども政策課	ローリング	R 1	支援の必要な子どもがもれなく救われるようセーフティーネットを強化するため、「子どもの未来応援団員」を養成し、支援を要する子ども及び保護者の発見から支援の実施、見守りまでをトータルでサポートする体制を構築する。また、企業やNPO等を含めたネットワークを構築し、行政のみならず公民連携で地域の子どもの見守る体制を整える。加えて、企業と連携し、地域で子どもを見守る気運及び事業認知度の向上を図るため、インターネットテレビ「門真こどもの未来応援チャンネル」の放送や、「子どもの未来応援団員」が行政へ情報を提供しやすいよう、スマートフォン対応アプリケーションの登録者数を増やし、情報提供数の増加を目指す。
2	公民連携子どもの居場所事業 (子どもLOBBY)	こども政策課	ローリング	R 2	株式会社エイチ・ツー・オー商業開発から市へ無償貸与される「イズミヤ門真店」3階の一部に、「子どもLOBBY」を開設し、「子どもの未来応援チーム」のサテライトオフィスとするほか、保護者が「子どもの未来応援推進員」等へ悩みを相談できる場や、地域で見守りを行う「子どもの未来応援団員」が交流できる場としても活用し、地域の見守り力の向上を目指す。また、企業等と連携して子ども向けの「キャリア教育イベント」を実施する。
3	公立園最適化検討事業 (門真市公立園最適化基本計画策定事業)	こども政策課	ローリング	R 2	少子化を始めとする社会情勢の変化による教育・保育へのニーズの多様化に対する公立園のあり方を示すため、「門真市公立園最適化基本方針」を令和2年3月に策定した。この方針に基づき、公立園を南北に分かれた教育・保育提供区域に各1園とする再編を進めるため、具体的な実施計画を策定する。
4	門真市立こども発達支援センター運営事業 (指定管理者制度の導入)	こども政策課	ローリング	R 3	門真市立こども発達支援センター検討委員会において、センターの今後の在り方について議論を重ね、指定管理者制度導入の方向性を示した報告内容に基づき、市として指定管理者制度導入を進めていく。
5	産後ママ育児パパ応援給付金給付事業	こども政策課	ローリング	R 3	新型コロナウイルス感染症の影響により精神的及び経済的負担の大きいなか妊娠・出産を迎え、門真市で乳幼児を育てる子育て世帯を支援するため、令和2年5月1日から令和4年3月31日までの間に出生し、門真市の住民基本台帳に登録された乳幼児(申請時に門真市に住民票がある者に限る)または令和2年5月1日から令和4年3月31日までに出生し、令和4年3月31日までに門真市に転入した乳幼児1人につき1万円を支給する。
6	支援対象児童等見守り強化事業	こども政策課	新規	R 4	子育て世帯の中でも経済的に厳しい世帯が多いひとり親家庭等への支援の一環として、希望するひとり親家庭等に対して、食料品の配布を行う。その際に子どもや家庭の状況確認等を行い、課題等がある場合は、子どもの未来応援ネットワーク事業等と連携し、解決に向けて適切な支援へとつなげる。
7	学校適正配置推進事業 (放課後児童クラブの移設・統合)	子育て支援課	新規	R 4	学校適正配置推進事業の推進にあたり、小学校の移設や統合等が予定されていることから、放課後児童クラブも一体的に整備を行い、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。
8	医療的ケア児に対する看護師配置事業	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課	新規	R 4	医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に教育に係る支援を行うために、医療的ケア児に対し、切れ目なく看護師を配置する。
9	放課後子ども教室運営事業	子育て支援課	新規	R 4	放課後等に全ての児童を対象として、学校施設を活用した安全で安心な子どもの居場所を設け、企業・団体等の協力を得て、放課後子ども教室の運営を放課後児童クラブの運営事業者へ委託する。実施内容については、児童の自主性、社会性等のより一層の向上を目指し、個々の学校の児童の状況を踏まえたスポーツ・文化芸術等様々な分野の体験プログラムを提供する。
10	速見小学校放課後児童クラブ 専用棟建設事業	子育て支援課	新規	R 4	待機児童の早期解消ならびに児童の安全と将来的な受入れ枠の確保をめざし、児童クラブの新設について検討する中、学校敷地内に児童クラブ専用棟を新たに整備することについては、教育活動に支障が出るとの理由から、学校敷地内南側に隣接する速見町公園内の一画に新たに児童クラブ専用棟を新設する。
11	病児・病後児保育事業	保育幼稚園課	新規	R 4	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない場合に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業。保護者の負担を減らすため、引き続き利用料金を2,000円から500円とし、病児・病後児保育室を利用しやすい環境を構築する。
12	保育所等給食費補助事業	保育幼稚園課	拡充	R 4	令和元年10月から国において2号認定児の副食費が実費徴収となったことを踏まえ、本市が国に先行して進めてきた幼児教育・保育・療育の無償化事業への影響を最小限とするため、副食費の補助を実施する。また、すべての子どもに対して同等の教育・保育サービスの提供が必要であることから、認定こども園(幼稚園部分)や幼稚園に通う児童へも補助を実施し、本市における人口減少に歯止めをかけ、市内子育て世帯の定住化と、市内へ流入を図る。

13	民間保育所等補助事業	保育幼稚園課	拡充	R 3	民間保育所等における保育の質の向上や保育環境の改善等を図るとともに、障がい児の受け入れ促進を行う。また、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育事業や保護者の疾病・急用などにより、一時的に保育を必要とする子どもを預かる一時預かり事業に対する補助を実施し、多様な子育て支援サービスを提供する。 また、民間保育所等補助金に「保育の質の向上」や「保育士確保」、「保育士の処遇改善」等に資する取組に対する補助を追加等し、障がい児に係る補助金については国庫補助金等を活用しながら拡充を行う。
14	保育士等確保事業	保育幼稚園課	拡充	R 4	新規採用者の確保、保育士等の就業継続及び離職防止を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するため、保育士等宿舍借り上げ支援事業を実施し、市内の民間幼児教育・保育施設が保育士等用の宿舍を借り上げる費用の一部を補助する。 また、保育士等定着支援事業により、一定年数在籍する保育士等に慰労金を給付することで、保育士等の定着を図る。
15	SMSによる納付勧奨事業	収納課 保育幼稚園課	新規	R 4	市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料(以下、「市税等」という。)の新規滞納者の発生を防止することを目指し、納付期限を過ぎても納付のない者に対し、早期の段階でSMSによりメッセージを送信することで自主納付を促す。